

井原市貸切バス利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貸切バスの運行に関し、新型コロナウイルス感染症への予防対策を講じた旅行商品等の造成を促し、貸切バスの利用促進を図ることを目的として、貸切バスの運行に係る事業経費に対し、予算の範囲内で井原市貸切バス利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は営業所を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行者（以下「旅行者」という。）又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）であること。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受書（以下「運送引受書」という。）において、旅行者が申込者となる場合は除く。
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会が規定する旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン、公益社団法人日本バス協会が規定するバスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン及び貸切バス旅行連絡会の規定する貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドラインを踏まえた衛生管理を徹底して実施し、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 市内に本社又は営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者が保有する乗車定員が11人以上の貸切バス車両を運行するもの
- (2) 定期的な運行でないもの
- (3) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までに運行するもの

(補助金額)

第4条 交付する補助金の額は、前条に掲げる事業の実施に要する貸切バス運賃（道路運送法第9条の2第1項に規定する運賃）に2分の1を乗じた額とし、限度額は1日ごとに1台当たり20,000円を乗じた額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象事業の実施後、井原市貸切バス利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年10月15日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 旅行業登録票又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し（有効期間内のもの）
- (2) 運送引受書の写し（最終のもの）
- (3) 実施内容が分かる書類（車検証や運行日報など貸切バスの所有者及び利用者、行程の内容が分かるもの）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請者は、前項第1号に規定する書類が令和3年9月30日まで有効である場合は、当該書類の2回目以降の提出を省略することができる。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定及び補助金額の確定を行い、井原市貸切バス利用促進事業補助金交付決定及び額確定通知書（様式第3号）により、不交付と決定したときは、井原市貸切バス利用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による交付決定及び額確定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、井原市貸切バス利用促進事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（検査）

第8条 補助事業者は、市長が補助対象事業について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市貸切バス利用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 3 年 1 1 月 3 0 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に第 6 条の規定により交付の決定を受けたものについては、第 9 条及び第 1 0 条の規定は、この要綱の失効後もなお効力を有する。